

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度について

当社は、東京都港区が推進する「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」に参画させていただいております。

港区は全国に先駆け、森林の二酸化炭素吸収源としての役割、また、木材製品が長期にわたり内部に単との形で二酸化炭素を貯蔵する機能を重視し、港区内で建てられる建築物等に国産材を活用することを促す制度です。2011年10月から開始されました。詳細は下記 URL をご覧ください。

建築主向けパンフレット

[E \(uni4m.or.jp\)](http://uni4m.or.jp)

テナント事業者向けパンフレット

[テナントパンフ.pdf \(uni4m.or.jp\)](#)

制度の特徴は、区が建築主に対し、建築物等に使用された国産木材量に相当するCO₂固定量を認証する点です。港区と「間伐材をはじめとした国産材の活用促進に関する協定」を締結した自治体から産出される、木材の合法性および持続性が各束された協定木材の使用を推奨しています。協定自治体の数は現在、77です。

区内で延床面積 5000 m²以上の建築を行う建築主は、着工前に区に、国産木材使用計画書を提出することが必要です。また、延床面積 5000 m²未満の建築物についても、建築主が任意に「国産木材使用計画書」を提出して認証を受けることができます。

木材使用量の基準値として、延床面積 5000m²以上の建築を行う建築主は、床面積1m²につき0.001m³以上の国産木材を使用してくださいとあります。

協定木材が対象となりますが、最大限努力しても必要な協定木材を調達できない場合は、国産の合法木材も CO₂ 固定量認証の対象となります。

使用方法は、構造材、内外装材(下地を含む)、造作部材、外構材、家具。使用形態は、無垢材、集成材、合板、繊維板等混合製品などです。

協定木材であることを識別するため、uni4m (UNIFIED NETWORKING INITIATIVE FOR MINATO “MORI&MIZU” MEETING=ユニフォームマーク)を用い、協定木材の取扱事業者は、協定木材を出荷する際にこのマークを納品書にラベルする必要があります。

CO2 固定量(t・CO2)の計算式は、対象木材の使用材積(m³)×容積密度(t/m³)×炭素含有率(0.5)×CO2 換算係数(44/12)により求めます。



【uni4m のロゴ】

当社は木材事業者であり、SDGs を推進するにあたり、とくに「目標⑮の陸の豊かさも守ろう」が重要な位置づけとなります。みなとモデル二酸化炭素固定認証制度は大変、意義のある先駆的施策であると考え、積極的に連携できればと思います。